

あなたもトランスジェンダーになれる

-----もし望むのなら。

性別の自己決定権を確立しよう。

5/25(日) あかね

「トランスジェンダー」の問題領域は、本当に様々な立場からの様々な(相反する)意見があります。今日わたしがお話しさせていただくことは、あくまで私の意見です。是非、いろんな方の意見を聞いて比較検討した上で、ご自身の意見をつくってください。

- 1: 性別について考えるゲーム「あなたの性別は何ですか？」
- 2: 様々なレベルの性別について
- 3: TS/TG/TV
- 4: ある人の性別を決める権利は誰にあるのか
- 5: 性同一性障害と母体保護法
- 6: 「個人モデル(医療モデル)」と「社会モデル」
- 7: トランスジェンダーにとっての生きづらさ
- 8: 性別二元論
- 9: 自分の性別を選択するということ

2: 様々なレベルの性別について

(1) 法的書類上の性別

戸籍または外国人登録・パスポートに記載されている男女の性別。
男女しかない。

(2) 身体の性別 (生物学的な性別 sex セックス)

性染色体の構成 (XX/XY/XXX/XXY/XO など)

性腺の構成 (卵巣・精巣など)

内性器形態 (子宮・前立腺)

外性器形態 (おまんこ・おちんちんなど)

(3) 社会的な意味での性別 (gender ジェンダー)

(a) 対外的に表現する性別 (性役割 gender role)

(イ) 服装・仕草・言葉づかい、など

(ロ) 性指向

(b) 本人が自覚している性別 (性自認 gender identity 心の性別)

身体の性別について

- ・外性器の大きさや形、オッパイの大きさや形、髭の有無や濃さ、声の高さ、など、明確に男女二つに分けることは原理的に不可能。
- ・髪の毛の色が多様であるように、身体の性別も多様。典型的な男女の身体を持っていない人を「インターセックス」という。インターセックスも、身体の多様性の中の一つ。
- ・医学的には男性/間性/女性の3分法が使われている。医学の教科書にも載っている。
- ・人数が多いか少ないか、一般的・典型的であるかないか、と、異常・障害・病気であるか、ということは違う。

性自認について

- ・「男」「女」以外にもある。また、時期によって変わる人も、その日ごとに変わる人もいる。性指向と同様、おそらく、「男女」という基準だけが座標軸とはならない。

皆さんも○を付けてみて下さい。(その上で、以下の表の致命的な問題点は何でしょう?)

	あなた (2003.5.25)	ひっぴい ♪ (2003.5.25)
法的書類上の性別	女 _____ 男	女 _____ 男
身体の性別	女 _____ 男	女 _____ 男
服装や振る舞いの性別	女 _____ 男	女 _____ 男
心の性別	女 _____ 男	女 _____ 男
誰が好きか	女 _____ 男	女 _____ 男

3 : TS/TG/TV

- ・トランスセクシュアル (TS)
身体の性別 (特にオマンコやオチンチンなどと呼ばれる外性器の形) が自分の自覚している性別と違っている人たち (その中には、性別再指定手術/性器形成手術を望む人もいる)
- ・トランスジェンダー (TG/狭義)
外性器の手術は望まないが自覚している性別と身体の性別との間にずれがある (性別違和がある) 人
- ・トランスベスタイト (TV) /クロスドレッサー
主に服装を身体の性別とは別の性にしようとする人
- ・トランスジェンダー (TG/広義)
TS/TG/TV全部を含め何らかの形で性別違和がある人を総称して。
- ・性同一性障害
ジェンダークリニックでホルモン投与や外科手術など医療サービスを受ける時必要になる診断名。医療サービス上の用語。

4 : ある人の性別を決める権利は誰にあるのか

(クイズ)

- Q1 : 「ぼく」という自称を使うために誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q2 : スカートををはくために誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q3 : 誰かにスカートををはくことを強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q4 : 化粧をするために誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q5 : 誰かに化粧をすることを強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q6 : ひげの永久脱毛をするために、誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q7 : ひげの永久脱毛を誰かに強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q8 : 顔の美容整形をするために、誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q9 : 誰かに顔の美容整形を強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q10 : 自分の意志で乳房除去手術を受けるのに、誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q11 : 誰かの乳房を本人の意志に反して切除する手術をしてもいいか? (YES・NO)
- Q12 : ホルモン投与を受けるのに誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q13 : 誰かに、本人の望まないホルモン投与を強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q14 : 自分の意志で豊胸手術を受けるのに、誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q15 : 誰かに、本人の望まない豊胸手術を強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q16 : 自分の意志でペニス除去手術を受けるために誰かの許可は必要か? (必要・不要)
- Q17 : 誰かに、本人の意に反してペニス除去手術を強いることは許されるか? (YES・NO)
- Q18 : 自分の意志でペニス形成手術を受けるのに、誰かの許可は必要か? (必要・不要)

Q18：あなたの性別は何ですか？（ ）

Q19：その根拠は何ですか？（ ）

- ・性別とは、性自認のことであるべきだと私は思います。
- ・誰でも、本人の意思のみを根拠として、性別再指定手術を受ける権利があると私は思います。

5：性同一性障害と母体保護法

母体保護法（旧優生保護法）第28条

何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。

- ・この条文を根拠に、国内で行われた性転換手術が違法とされた事例がある。
（1964年「ブルーボーイ事件」）
- ・「故なく」行っている手術ではないということをいうために、「性同一性障害」という概念が導入された。
- ・しかし先に見たように、「故があるかないか」を手術の条件（及び戸籍と外国人登録の変更の条件）にするということは、その身体は本人のものではなく、性別を決定するのは本人ではなく社会（又はその権力装置としての国家）であるということを宣言しているのに等しい。
- ・性別の自己決定権を法的に否定している母体保護法第28条は、撤廃されるべき。

6：「個人モデル（医療モデル）」と「社会モデル」

障害者問題を考えるための視点

「個人モデル（医療モデル）」

ある個人の側に特別な理由があるから問題が生じる。従って、そういう特別な条件を持った人に対して、特別な配慮が必要だ。

「社会モデル」

ある個人が不利益を被っているのは、社会の中にあるヘゲモニーの配置や文化、制度などのあり方が間違っているからだ。

- ・「性同一性障害」という概念や、その概念に基づく運動は、そのまんま、「個人モデル」だ。トランスジェンダーの問題を考える時には、「社会モデル」への視点の転換が必要だ。
- ・性同一性障害という言葉は、まさにこのようにして「障害者」が社会的に形成されていくという事例として、捉えることができる。性別違和を持った人たちは、こうやって「かわいそうなマイノリティー」にされてしまい、性別の自己決定権を認めない社会のあり方は何ら問われない。

現実の捉え方を規定する「モデル」

障害学の基本的な考え方を「障害の社会モデル」という。ここでいう「モデル」とは、現実をどう見るかを規定するパラダイムだ。「社会モデル」とは、既存の障害観を「個人モデル」と名づけて批判し、それに代わる概念として提起されたものである。

「個人モデル」とは、障害者が困難に直面するのは「その人に障害があるから」であり、克服するのはその人（と家族）の責任だとする考え方である(*6)。それに対して「社会モデル」は、「社会こそが『障害（障壁）』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務だ」と主張する。人間社会には身体や脳機能に損傷をもつ多様な人々がいるにもかかわらず、社会は少数者の存在やニーズを無視して成立している。学校や職場、街のづくり、慣習や制度、文化、情報など、どれをとっても健常者を基準にしたものであり、そうした社会のあり方こそが障害者に不利を強いている と考えるのが「社会モデル」である。「障害があるから不便」なのではなく、「障害とともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促すのである。

（中略）

社会モデルはものの捉え方を変える。例として「ろう者が講座に出たいが手話通訳がない」という状況を考えてみよう。「耳が聞こえないから参加できない」と考えるのが個人モデルであり、その場合、手話通訳の用意は「例外的、恩恵的な特別措置」となる。だが社会モデルではそもそも主催者が多様な参加者を想定していないことが問題なのだから、手話通訳は「本来、用意すべきこと」であり、ろう者が主催者にそれを求めるのは当然の権利だ。主張しづらいのが現実だが、「たった一人のために予算を使えない」といった多数派の論理に抵抗し、権利を求める根拠となるのが社会モデルなのである。

「障害者問題を扱う人権啓発」再考 「個人 社会モデル」「障害者役割」を手がかりとして（松波めぐみ）『部落解放研究』151号 2003.4（2003年4月25日発行）所収

7: トランスジェンダーについての生きづらさ

TS/TG/TVその他各自の立ち位置によって本当に様々ですが、とりあえずいくつか。

- ・母体保護法第28条
（→ 法的に手術を違法化。性別の自己決定権を否定。）
- ・男女別のトイレ、銭湯、更衣室。（cf.外国でのシャワー）
（→ 建造物侵入罪、軽犯罪法違反、で訴追の恐れ）
- ・各種公的書類の性別欄。
（→ 「公文書不実記載」「私文書偽造」で訴追の恐れ）
- ・アンケートの性別欄
- ・男女別の制服。ロッカー、名簿。
- ・「彼」「彼女」の呼称。

オマケ：1872年(明治5)に、現在の軽犯罪法の原形にあたる違式註違条例が東京府以下各府県に公布され、男の女装、女の男装、公衆の面前で裸体をさらしたり股・脛を露出すること、男女混浴、猥褻な図画や物品の販売が禁止された。

8：性別二元論

人は男か女かのいずれか

体・心・服装など様々なレベルの「性別たち」はすべて一致している

「性別」には他の事項よりも重要な、特権的な基準である

9：自分の性別を選択すること

・わたしはもともと、自身のことを「性別違和がある」とは思っていませんでした。しかし、友人達とのつきあいを通して、自身の位置と社会の仕組みを学びました。

性役割という概念から考える

・以前は、生物学的性別を口実に、性役割が強いられていた。両者は一致して当然であると思われていた。

・性役割を生物学的性別から切り離し、性役割とは文化的なもので、本人の意思の問題、本人の選択の問題であることを明らかにするために、「ジェンダー」という概念が創出された。

「強制異性愛を指摘された異性愛者の置かれる状況」から考える

- ・異性愛であることの自明性を放棄することが必須（不当な特権だから）
- ・「異性愛を選択しなす」ことが、非異性愛者と対等に出会い直すためには必要。

補足

・今ではわたしは、自身の性別としては、「ノンパス系MtXトランスジェンダーを選択している」と答えます。（今後も変わることがあります。また、性別はプライバシーですので、あれこれ詮索したり、噂を流さないように！）

・「わたしは男性ではない」が、「今の社会は女性差別社会であり、『女性差別』という論点においては、わたし自身がその社会の中で得をする位置にいた/いる」という事実に対しては、何ら影響はない。

・一部のMtFが「わたしは男ではない。だから女性差別でも損する側にいる」というような言い方をすることがありますが、それは完全に間違っている。ほとんどのMtFは、「トランスフォビア」「ジェンダー規範の強制（genderism）」という点では損する側（マイノリティー）ですが、（少なくともパスする前は）「女性差別（sexism）」という点では得する側（マジョリティー）の側面も持っています。